

カントリークラブ・グリーンバレイ 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは「カントリークラブ・グリーンバレイ」(以下、「本クラブ」という)と称する。

(目 的)

第2条 本クラブは、「株式会社エフ・ジェイ」(以下、「会社」という)が所有し、かつ経営する「カントリークラブ・グリーンバレイ」(山梨県韮崎市穂坂町上今井1849番地外)のゴルフ場(以下「ゴルフ場」という)及びその付帯施設(以下、ゴルフ場と合わせて「施設」と総称する。)を利用し、ゴルフの普及発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(所在地)

第3条 本クラブの事務所は、ゴルフ場クラブハウス内に置く。

第2章 会 員

(会員種別)

第4条 本クラブの会員は記名本人とし、会員種別は次のとおりとする。

(1) 特別会員

特別会員は、本クラブ又は会社に対し、特に功労があると理事会が認め推薦決定した個人をいい、正会員に準じ施設を利用することができる。

(2) 正会員

正会員は個人ならびに法人の二種とし、会社又は理事会が定めた休場日を除き、会員として施設を利用できる。

法人は、一口2名の記名式とし、法人に代わり会員資格を行使する個人を会社に登録しなければならない。

(3) 平日会員

平日会員は個人の種類とし、日曜日、祝祭日、振替休日、土曜日、国民の休日および会社又は理事会が定めた休場日を除き、会員として施設を利用できる。

(4) 名誉シニア会員

満65歳以上で本クラブの在籍期間が連続して15年以上の個人の正会員がその会員の権利を配偶者又は二親等以内の親族に譲渡するときに会社が定める手続により会社が名誉シニア会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。名誉シニア会員は、会社が承認したときに資格を取得する。

2 5口(10名)以上の法人正会員については、理事会の承認を得て無記名式にすることができる。

(会員の義務)

- 第5条 1. 会員は、本会則及びその他本クラブの諸規定を遵守しなければならない。また、本クラブの秩序を乱し、もしくは本クラブまたは会社の名誉を棄損する行為を行ってはならない。
2. 会員は、会社が定める年会費その他諸料金を遅延なく支払う。但し、特別会員および名誉シニア会員の年会費は不要とする。なお、会員は毎年4月から翌年3月までの1ヵ年分の年会費を毎年6月末日までに会社に納入し、会員が対象年度の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しない。
3. 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が定める諸料金を利用当日に、現金またはクレジットカードで支払わなければならない。
4. 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、直ちに書面をもって、会社及び本クラブに届け出なければならない。
5. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならない。
6. 会員は、同伴または紹介したビジターの行為や諸料金の支払い等について、連帯して会社に責任を負うものとする。
7. 会員は、会社及び理事会の決定事項に従わなければならない。

第3章 入会、譲渡、退会、資格喪失等の手続き

(入会基準)

- 第6条 入会は、新規又は名義書換（譲渡、相続等）の場合に限る。
- 2 前項により会員の資格を得ようとする者が、暴力団員、暴力団周辺者、暴力団関連企業に属する者、その他反社会的勢力の周辺者、暴力団関連企業に属する者、その他反社会的勢力に属し若しくは関係していると思われる者である場合、入会出来ない。
- 3 本クラブに入会する者（法人会員の場合はその登録者。以下同じ）は、原則として、本クラブの会員としてふさわしい者で、年齢満20歳以上の者でなければならない。

(入会手続と資格取得)

- 第7条 本クラブの正会員および平日会員の資格を得ようとする者は、所定の手続きにより申し込み、理事会の承認を得た後、別に会社が定める入会金、預り保証金、名義書換料等を会社に納入しなければならない。
- 2 正会員および平日会員は、前項に定める納入を完了した日に資格を取得する。
- 3 入会金及び名義書換料は、いかなる場合も返還しない。

(預り保証金)

- 第8条 預り保証金は会社が預り、会員が資格を得た日から10年間据え置き、当該会員が資格を喪失したとき（第11条1項(1)の場合を除く）所定の手続きにより返還する。
- 2 会社は、別に定める年会費、諸料金について会員の未払いがあるときは、いつでも、預り保証金をもって当該未払分の弁済に充当することができる。

- 3 会員は、会社の承諾を得ることなく、預り保証金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分することができない。
- 4 会社は第1項の規定にかかわらず、天災地変、経済情勢の著しい変化、その他理事会決議が必要と認めた場合、据置期間を延長することができる。
- 5 預り保証金には利子は付けない。

(譲 渡)

第9条 正会員および平日会員は、所定の手続きにより理事会の承認を得て、会員の資格を第三者に譲渡することができる。但し、年会費または諸料金の未払いがある場合、名義書換の手続きを行うことができない。

(法人内の名義書換)

第10条 法人会員は、第4条1項(2)に基づいて登録した個人を、理事会の承認を得て、同一法人内の別人に書換えることができる。この場合別に定める登録変更料を納入しなければならない。

(資格喪失)

第11条 会員は次の場合、資格を喪失する。

- (1) 会員資格の譲渡
 - (2) 退会
 - (3) 除名
 - (4) 死亡
 - (5) 法人会員にあつては、その法人が解散したとき。
 - (6) 名誉シニア会員にあつては、その資格を取得するときに正会員の権利を譲り受けた者が、その資格を喪失したとき。
- 2 正会員および平日会員が死亡したとき、その相続人は、所定の手続きにより理事会の承認を得て、別に定める名義書換料を納入し、名義書換することが出来る。

第4章 資格停止と除名

(資格停止と除名)

第12条 会員が次の各号の一つに該当する場合、理事会の決議によって会員の資格を一時停止または除名することができる。

- (1) 3ヶ月以上、別に定める年会費を滞納したとき。
- (2) 本会則、その他諸規則に違反したとき。
- (3) 本クラブの名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
- (4) 暴力団等の反社会勢力に関係していると思われる場合。
- (5) 粗野な振る舞い等、他の入場者に不快な思いをさせる行為や、本クラブの業務遂行に支障をきたす行為等があった場合。

(6) その他理事会において、除名相当と認められたとき。

第5章 理事会および役員

(理事会と役員)

- 第13条 本クラブに決議機関として理事会を設置し、理事長1名、副理事長1名、理事若干名（以下「役員」と総称する）をおき、すべて名誉職とする。
- 2 理事会は役員をもって構成し、理事長が必要に応じてこれを招集する。
 - 3 理事長は会社の代表者または会社の代表者が推薦する者とし、本クラブを代表し会務を統括する。
 - 4 副理事長は会社の代表者または会社の代表者が推薦する者とし、理事長を補佐し、理事長に事故があったときはこれを代行する。
 - 5 理事（理事長、副理事長を除く）は会社の取締役会において推薦された、会社取締役、会社株主または会員の中から理事長が委嘱する。
 - 6 理事長は理事の中から、名誉顧問を委嘱することが出来る。

(任期)

- 第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 役員は任期が満了した場合も、後任者が就任するまでその任務を継続して行う。
 - 3 補欠または増員により選任された役員任期は、選任時における他の役員任期の残存期間と同一とする。

(理事会の会務)

- 第15条 理事会は本クラブの運営に関し、次の事項を会社と協議決定し、会社がこれを執行する。
- (1) 本クラブ運営に関する基本的事項
 - (2) 本クラブに関する諸規則の制定改廃
 - (3) 委員会に関する事項
 - (4) その他本クラブ運営に必要な事項

(理事会決議)

- 第16条 理事会における決議は、理事3名以上の出席により審議し、出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は理事長の決するところによる。

第6章 委員会

(委員会種別)

- 第17条 本クラブの運営を円滑に行うため、理事会の下に次の委員会をおく。
- ハウス・グリーン委員会

- ハンディキャップ委員会
- 競技及びルール委員会
- キャディ委員会
- フェロウシップ・エチケット委員会
- その他必要とする委員会

- 2 委員長並びに委員は、正会員の中から理事会の選任に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は就任の日から2年とし、再任、兼任を妨げない。補欠または増員により選任された委員の任期は、選任時における他の委員の任期の残存期間と同一とする。

(委員会の招集)

第18条 委員会は、委員長が必要に応じこれを招集する。

- 2 各委員会の所管事項の細部は、委員会ごとに定める。

(委員会決議)

第19条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、更にその出席者の過半数で決する。ただし賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

(決議の効力)

第20条 各委員会の決議は、理事会の承認を得て効力を生ずる。

第7章 附 則

第21条 別に定める年会費および諸料金は会社が収納し、会社の経費をもってゴルフコースの整備、本クラブの運営等を行う。

第22条 本会則に定めのない事項並びに本会則運用にあたっての必要な細部事項は、会社が別に定める。

第23条 本会則の改定は、理事会の決議を得て会社取締役会の承認を必要とする。

第24条 本会則は、平成29年6月6日から施行する。

○制定経過

平成 元年4月1日 制定・施行

平成21年4月1日 制定・施行（反社会的勢力の排除を挿入）

平成27年6月25日 制定・施行（入会保証金制度の削除）

平成28年3月9日 制定・施行（預り保証金据置期間の起算日の変更他）

平成29年6月6日 制定・施行（別紙 名義書換料の変更他）

【別 紙】

1 年会費 (消費税別)

1年間(4月1日～3月31日)の金額

- 個人正会員 20,000円
- 平日会員 10,000円
- 法人会員 40,000円
- 特別法人会員 200,000円(5人は半額)

2 名義書換料

会員種別		金額(消費税別)	備 考
個人正会員	通常	300,000	
	相続	150,000	
個人平日会員	通常	150,000	
	相続	75,000	
法人正会員	通常	600,000	
	法人内	100,000	※会則第10条に定める登録変更料
特別法人会員	通常	3,000,000	
	5人	1,500,000	
名誉シニア会員	通常	150,000	

但し、「特別法人会員」は第4条2項の無記名法人会員